

新司法試験考査委員（民事系科目（民法））に対するヒアリングの概要

（◎委員長，○委員，□考査委員）

◎ 昨年行われた新司法試験に関する感想・御意見については、あらかじめ書面で御提出いただいているので、今回は、それに補充する形で若干御意見を頂き、その後、質疑応答を行いたい。

□ 民事系科目第1問の出題趣旨・採点実感等について申し上げる。まず、出題の趣旨・ねらいであるが、今回初めて民法単独で大問を出題することになった。そこで、不動産の売買・賃貸借・相続といった民法の中でも最も基本的な領域の問題に絡めて、財産法と家族法における基本的理解を確認することを考えた。

設問1は、マンションの一室の売買と賃貸借のケースである。マンションの買主が代金を支払わなかったので、売主が契約を解除したところ、解除前に買主が目的物を賃貸し、更に賃借人が無断転貸をしていたという設定で、売主が賃借人・転借人に明渡しを求めるという場面の問題である。設問2は、そのマンションが売主の元に戻ったが、結局賃貸借を継続することにしたところ、その後賃借人が死亡して、9か月後に遺産分割がされたという設定である。相続開始の時から遺産分割の時までの間に、相続人の一人が受け取っていた賃料が共同相続人の間でどのように帰属するのかを問うている。関連する近時の最高裁判決の判旨を問題文中で示した上で、その評価を求めた。複数の考え方があり得るが、幾つかの問題点についての基本的な説明と説得的な理由付け、論述全体としての論理的整合性を求めている。

次に、採点方針であるが、書面にも書いたとおり、受験者の能力を多面的に測ることを目指した。その中身としては、第一には、民法上の基本的な問題についての理解が着実にできているかどうかということである。第二に、単に知識の確認をするだけでなく、掘り下げた考察をし、それを明確に表現する能力、論理的に一貫した叙述をする能力、具体的事実について法的観点から評価し構成する能力を確かめる、ということである。第三に、基本的な問題の奥に存在する、より高度な問題に気が付いて、それに取り組む答案があれば、それを積極的に評価するというようにした。

続いて、採点実感について述べる。設問1については、出題の意図に即した答案が比較的多く、おおむね予想されたとおり、一応の水準に達するものが比較的多くあった。これに対して、設問2については、出題の意図に対応できていない答案が相当数あり、水準に達しない答案がかなりあった。なお、答案の水準の絶対的評価に関し、設問1については、おおむね良好な出来具合であったと評価する委員が少なくなかったものの、そのような評価をする委員の中でも、下位の答案には非常に低い質のものがあるということを指摘する意見もあった。また、全体としての出来具合について、厳しい評価をする意見も相当数あった。このような結果の理由の分析については、既

に提出済みの書面の（２）、（３）に記載したとおりである。

全体を通じて、設問１と設問２の前半で、いわゆる論点についての画一的な解答をするにとどまっている答案の中に、論理的不整合に気が付かないもの、あるいはその他の問題で実力が十分でないことを露呈したものが目に付いた。逆に、ある部分では独創的な答案を書きつつも、基本的な理解が不足していると思われる答案もあった。他方で基本的な理解を基盤として、自らの考察を展開している優れた答案も見られた。法律家として求められる能力を、多面的に測るという観点からは、今回の出題は一定の成果が挙げたのではないかと思われる。

次に、今後の出題について、書面に記載したことに若干補足したい。大大問という出題形式の課題については、これまでも指摘されてきたところである。今回、初めて民法として大問を実施したのであるが、受験生の能力を多面的に測るという点で、十分成果を挙げられたのではないかと思う。大大問の方式は、サンプル問題・プレテスト以来のもので、旧司法試験において指摘された問題点を克服するという意味でその意義は大きいことは明らかであるが、民法については、そのことは大問方式であっても実現することが可能であると思われた。大大問については、消極的な意見もあるが、他方で当面は当初の方針を維持すべきであるという意見もあった。

最後に、今後の法科大学院教育に求めることであるが、これは書面の「２ 採点方針」に記載した点に尽きるわけで、これらの能力がいずれも法律家になろうとする者に今後とも求められるものであると考えている。

なお、先ほども申し上げたが、下位の答案に非常に質の低いものが見られるという指摘もあったので、とりわけそういった人たちについては、まずは基本的な理解を着実に習得することが求められると思う。ただ、基本的な理解というと誤解され、判例や論点の暗記に走ってしまうおそれもある。そうではなく、現実の問題を解決できるための基本的な理解、つまり基本的な知識だけではなくて、「理解」という点が重要であると、改めて強調したいと思う。

- ◎ それでは質疑応答に入りたい。
- 大大問という出題形式について消極的な意見があるとのことだが、例えばどういう御意見があったのか教えていただきたい。
- 大大問について、新司法試験の理念を生かすために、単なる暗記や個別の知識を問うのではなくて、問題を実際に世の中に存在する問題に近い問題にして、多面的な観点から検討するという意味で設定されたものであると思う。それ自体が非常に良いことだということは、全考査委員で共有されていると思う。ただ、大大問の作成のために、複数の科目の委員が一つの問題を検討しなければならないことからの制約を受け、また、問題作成等の負担が大きくなるということである。
- 提出された書面の「採点実感」の（１）のところで、下位の答案には非常に低い質のものがあったという意見が述べられているが、「非常に質の低いもの」にもいろいろ

るな種類があると思う。例えば、基本的な知識がないのか、あるいは、論述する力、文章表現力がないのか、それとも、論理的思考力がないのか。

- 今、委員が指摘されたとおりの悪い答案には幾つかの例があると思われる。まず、設問1では、比較的基本的な問題点が問われているが、この基本的な問題点についての理解がそもそもできていない、というものがあつた。それが、質の低い答案の典型として見られるものであつた。設問2については、論理的思考能力を試す問題であるが、設問1で、個別の問題については非常に型にはまったような解答ではあるもののそれなりに書けているものが、設問2で論理的に述べるということになると、もうできなくなってしまうという、そういう意味での質の低さというものもあつた。また、設問1だけを見るとある程度できているように見えるが、設問2になると急に実力のなさを露呈しているものもあつた。質の低さというものにも何種類かあるが、残念ながら、こちらの想定よりも質の低いものも一部に見られたということである。
- そうだとすると、今回出題された問題は、受験者の能力を違う角度から上手く照射したということになる。
- 私どもは、そのような印象を受けており、受験者の能力を多面的に測ることができたと考えている。
- 最初の方は、民法の基本的理解をきちんと付けているのか、というレベルの話であつたが、2つ目では、更に言うと、どういう能力の欠如をお感じになるのか。
- 基本的な理解ができているかどうかについて、答案に書けるということと、理解できているということとがずれている可能性がある。答案だけを見ると、その問題点については、あたかも理解しているかのように見えるが、実は、自分の頭でよく理解して書いているのではないということが、設問2になるとはっきりする。つまり、1個1個のことについては正しい答えをするけれども、論理的におよそつながらないはずのものをつなげてしまふとか、あるいは、今回判例のある部分を引用しているが、それが常に正しいものだともまず前提にした上で、それに合うようにと、論理的な整合性を無視してでも、とにかく判例の意見に乗ろうとする、そういう力不足が見られたということである。
- ◎ 判例の結論を所与のものとして絶対視するという傾向は一般的に法科大学院の学生の中にある。教員の方がそうでなくても、学生がそう流れる傾向にある。今回の書面の内容は、良いメッセージになると期待している。今の法科大学院の現状からいくと、親族法よりはいいかもしれないが、相続法も十分時間を掛けていないのではないかという気もするが、いかがか。
- 今回は相続法の問題を出したが、相続法プロパーの細かいことではなく、財産法と関係する領域のことであり、しかも、知識を要求しているのではなく、論理的に述べられているかという点を問うている。相続法でも最も基本的な部分について聞いているので、特殊な問題を出したということではないと考えている。

- ◎ 法科大学院の側の問題として、もう少し家族法や相続法もやるべきなのであろうと思う。
- この問題は、非常に良い問題だったのではないかと思う。
- 私は法律家ではないが、測れる能力が多様で多面的であると思われる点で、良い問題だと思う。

以 上